

こば やし だい すけ
小林 大 介

学位の種類	博士（教育学）
学位記番号	教博第 221 号
学位授与年月日	令和 3 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条 1 項該当
研究科・専攻	東北大学大学院教育学研究科（博士課程後期 3 年の課程） 総合教育科学専攻
学位論文題目	ストーキング加害者に対する被害者の認知が心理的苦痛に及ぼす影響に関する研究
論文審査委員	（主査） 教授 若島 孔文 准教授 安保 英勇 准教授 神谷 哲司

〈論文内容の要旨〉

本論文の目的は、ストーキング被害者によるストーキング加害者に対する認知がストーキング被害者の心理的苦痛に与える影響を明らかにすることである。これまで、ストーキング被害者により生じる心理的苦痛は、ストーキング被害の内容や頻度の面から検討が行われてきた。その一方で、ストーキング被害者がストーキング加害者をどのように認知しているかという点については、ほとんど研究が行われていない。被害が止まっても、被害者は加害者の再接近を恐れるという知見からも、被害者はストーキングの内容のみならず、加害者そのものに対しても恐怖を感じていると考えられる。

本論文の目的を達成するために、最初に、ストーキングとの関連が指摘されている恋愛関係時の暴力被害や元交際相手からのストーキング被害の実態調査、ストーキング被害を測定する尺度を作成し、その後、ストーキング被害者の加害者に対するパーソナリティ認知がストーキング被害により生じる苦悩感情に与える影響について検討した。

第 1 部の問題と目的は、第 1 章から第 4 章で構成される。第 1 章では、これまでに発生し

たストーキング事件や、ストーキングを規制する法律について概説し、本邦における現行の「ストーカー規制法」について説明を行った。第2章では、ストーキング被害に関する統計情報と、先行研究から得られた知見の整理を行い、本邦におけるストーキング被害の現状と、国内外のストーキング被害者を対象とした先行研究を通して、明らかとなっている情報について明らかにした。第3章では、本邦におけるこれまでのストーキング被害者研究について系統的レビューを行い、研究自体の少なさ、調査対象者の偏り、質的研究の少なさ、定義の不明瞭さ、測定尺度の問題、被害者と加害者の関係性の未分類、被害による影響の検討の不足、という7点の課題を明らかにした。第4章では、第2章と第3章で得られた知見から、ストーキング被害者研究の課題を示し、この課題を検討するための本論文の目的を達成するための方針を提示した。

第2部の実証研究は、第5章から第7章で構成される。第5章（【研究Ⅰ】）では、大学生における暴力の実態、および自身が認知している相手との勢力関係と攻撃行動の関連を検討した。調査の結果、「無視」や「イライラをぶつける」のような行動は約30%の人が経験し、「なぐるフリ」や「どなる」のような少し深刻度が高い行動は約10%の人が経験するという暴力の実態が明らかとなった。また、男性においては、自身の相手に対する勢力認知と相手からの攻撃行動が正の相関をしていることが示された。しかし、勢力関係の認知が恋愛関係時の暴力に及ぼす影響については、結果が確認されなかった。この点からも、恋愛関係時の暴力に対するアプローチを検討する試みには課題が残ったものの、大学生における暴力が決して珍しいものではないことが明らかとなった。第6章（【研究Ⅱ】）では、元交際相手からの迷惑な接近行動の被害を測定する尺度である改訂被害者用迷惑な接近行動尺度の日本語版の開発を行った。調査を行った結果、開発された日本語版改訂被害者用迷惑な接近行動尺度は、一項目の脱落があったものの、信頼性と妥当性が認められた。この点からも、日本語版改訂被害者用迷惑な接近行動尺度は、本邦でのストーキング被害を測定するツールとして使用可能であることが明らかとなった。また、本邦において、恋愛関係解消後の迷惑な接近行動によって恐怖感を体験している人が38.3%にのぼるという実態も明らかとなった。第7章（【研究Ⅲ】）では、元交際相手からの迷惑な接近を経験した被害者が認知する元交際相手のパーソナリティが、元交際相手の接近により生じる苦悩感情に与える影響について検討を行った。調査の結果、男性においては、迷惑な接近の被害と元交際相手の情緒不安定性の認知が、女性においては、迷惑な接近の被害と、元交際相手の情緒不安定性と協調性の認知が、元交際相手からの接近により生じる苦悩感情に影響を与えることが明らかとなった。このような点からも、被害者のストーキング被害による心理的な苦痛に対しては、ストーキング被害だけでなく、加害者のパーソナリティの認知も影響を与えることが明らかとなった。

第3部は第8章の総合考察からなる。第2部で行われた実証研究の結果を踏まえて、本研究で得られた知見について総合的な考察を行った。本論文で得られた知見を踏まえると、ストーキング被害者の心理的な苦痛を軽減する上では、ストーキングを止めるアプローチに加え、ストーキング被害者が加害者に対して抱く認知に目を向けることが非常に重要であるといえる。本章後半には、本研究で得られた知見による臨床的な示唆と、本論文の課題、今後の研究の展望について記述した。

〈論文審査の結果の要旨〉

本論文はいくつかの研究を重ねる中で、ストーキング被害者がストーキング加害者について、どのように認知するのかということが、被害者の心理的苦痛に与える影響を明らかにしたものである。国内外におけるストーキングの状況と研究を踏まえて、元交際相手からのストーキング被害が多いことから、それに焦点を当てて研究を進めている。研究Ⅰでは、恋愛関係時の暴力とその関係性の検討からはじまり、研究Ⅱでは、元交際相手からの迷惑な接近行動の被害を測定する尺度である『日本語版改訂被害者用迷惑な接近行動尺度』を開発し、元交際相手からのストーキング被害の状況を明らかにした。また、研究Ⅲとして、ストーキング被害者の加害者に対する認知が被害者に生じる苦痛に及ぼす影響を明らかにした。

本論文は次の点で評価ができる。第一に、ストーキングに関する研究は、国内ではストーキング行為の内容およびその頻度の把握などを中心にした研究が行われている中で、内容や頻度を超えて、加害者のストーキング行為とともに被害者の心理的苦痛を測定する尺度を開発したことである。このことにより、被害者の心理的苦痛という視点から研究を進めていく可能性が開かれ、また、臨床心理的支援のための基礎的知見ともなっている。第二に、ストーキング被害者の心理的苦痛はストーキング行為の種類などだけによって評価できるものではないことを明らかにしたことである。ストーキング被害者が加害者をどのような性格特徴を持った人と認知しているかという点が心理的苦痛に影響していることを示した。これはストーキング研究における新たな視点として、今後のストーキングに関する心理学的研究に影響を与えるものとなることであろう。第三に、18歳から39歳の一般人を対象とした研究を通して、一般的なカップル間における暴力の実態、そして、恋愛関係解消後のストーキング行為についての実態が明らかにされ、暴力やストーキングが一般的に生じ得る現象であり、特別な現象ではないことを研究全体で示したことである。ストーキングと言えば、殺人事件など特殊であることを想像させるが、実際にはたいへん身近な問題であることを提起している。以上が本論文の成果と言える。

一方で課題も残されている。それはこれらの研究の対象が、元交際相手からのストーキング被害を対象としていること、実態の調査が基本的に18歳から39歳の一般人を対象としていること、未婚カップルが主であったということなど、限定された範囲の中で示された知見であるということである。こうした課題が残されている。しかしながら、先に述べた成果はより大きいものであると言える。

よって、本論文は博士（教育学）の学位論文として合格と認める。